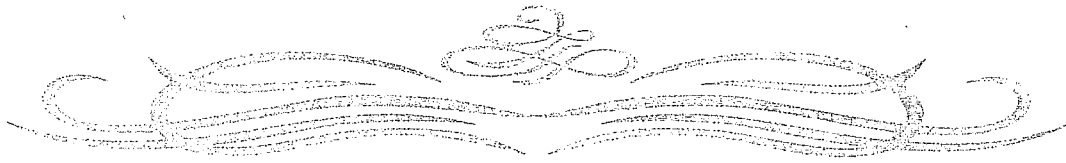
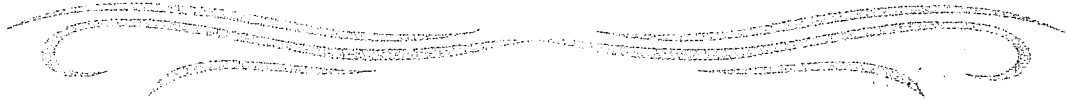


2010.10～



ハート共済保障規約



セシモ・ハートグループ



(株)ハート

〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2

☎047-426-0123(代表)

第1条 契約の目的

この契約は、ハート共済保障【(株)ハート・ハート共済保障本部、以下共済保障という】の趣旨に賛同された加入者が葬祭施行前に規定の契約金額を納めることにより加入者が死亡の際、所定の葬祭施行を請求する権利を取得し、当共済保障提携(株)セレモが葬祭の施行を行う義務を負うことを目的とします。預かり金は、施行の際にその費用として替えることとします。

第2条 加入者のご利用

本契約は、原則として加入者のみの葬祭施行利用となります。同居の家族の場合は、名義変更しご利用いただけます。尚、名義変更が必要な場合は手数料として1,000円(消費税込)を申し受けます。但し、同居の家族以外の方のご利用の場合は新たにご加入の手続きが必要となります。

第3条 加入の申込

- 1) ご加入のお申込は、当共済保障所定の加入申込書及び各コース別第5条会員価格を納めるものとします。
- 2) 規約第5条の納入金額が当社で確認された日をご加入日となります。

第4条 加入者証

- 1) 当共済保障は、前項の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかに金額を明示した当共済保障の加入者であることを証する『加入者証』をご加入申込者に発行致します。
- 2) 二分割加入の場合は、1回目の入金後に『仮加入者証』を発行し、2回目の入金後に『加入者証』を発行致します。(『加入者証』発行後は、『仮加入者証』は必要ありません。)

第5条 払込方法

- 1) 納入金額は、会員価格のお支払いとなります。

コース	会員価格	セレモ一般価格
花コース	25万円	67万円
星コース	40万円	100万円
月コース	60万円	143万円
太陽コース	80万円	204万円
VIPコース	100万円	241万円

- 2) 納入金額は、一括又は二分割払い(2ヶ月以内)とします。

別途、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税相当額を含む支払総額は、花コース262,500円 星コース420,000円 月コース630,000円 太陽コース840,000円 VIPコース1,050,000円となります。

- 3) その他、社葬各種あります。
- 4) 納入金は、加入申込者が直接、当社指定の口座(千葉銀行・ゆうちょ銀行)に振り込むものとします。

第6条 領収証の発行

当社指定の口座(千葉銀行・ゆうちょ銀行)の振り込み受領書を領収証に替えさせていただきます。

第7条 長期加入・長寿の方への特典

コース別	30年経過後
星コース	3万円分
月コース	5万円分
太陽コース	10万円分
VIPコース	15万円分

加入者が30年以上経過してご利用する場合は返礼品、またはお料理のいずれかを左記の料金分ご提供致します。(但し、名義変更によるご利用の場合はこの特典はございません。)尚、この金額分を祭壇割増施行とすることも可能です。

第8条 葬祭施行の保証及び開始

- 1) 加入者死亡の際、第5条に掲げる各コース相当の葬祭施行を保証します。
- 2) 加入申込者が所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、納入金額をお振込いただいた日から施行の保証が開始されます。

第9条 葬祭施行

- 1) 当共済保障は、この規約に基づく契約が成立し、加入者が葬祭施行を受けるようになった時、当共済保障提携(株)セレモが葬祭施行致します。
- 2) (株)セレモと業務委託契約を締結いたしております。
- 3) 葬祭施行の保証は当共済保障提携(株)セレモ以外でなされた場合は、適用されません。

第10条 早期利用費

加入者は加入後2ヶ月(60日)以内に役務の提供をお求めの場合は早期利用費として50,000円(消費税込)を申し受けます。

第11条 役務提供の時期

- 1) 加入者は加入後2ヶ月(60日)以上経過した以後においては、当共済保障提携(株)セレモは、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。
- 2) 加入後2ヶ月(60日)以内でも第10条に規定する早期利用費をお払い込み下されば、加入者のお求めに応じ、ご相談の上お約束した日に役務を提供いたします。

第12条 万一の時

- 1) 万一の時はセレモ葬儀施行本部(提携)【047-424-4444(代表) ☎0120-02-4444】に直ちにお電話をお掛け下さい。(年中無休・24時間営業)
- 2) 葬祭を必要とする時に施行を保証致します。
- 3) 施行の時に加入者証を必ず、御提示下さい。

第13条 葬祭施行保証外費用

申込者又は相続人が規約第5条の各コースの金額以上の葬祭施行をご希望する場合は超過する費用については、負担していただきます。

第14条 加入者証の再発行

『加入者証』を紛失したり、破損した時は、その旨の届出があれば再発行致します。但し、この場合は手数料として1,000円(消費税込)を申し受けます。(『加入者証』発行後は、『仮加入者証』は必要ありません。)

第15条 住所変更等の通知

- 1) 加入者は住所、連絡場所等を変更した場合は、早急に当共済保障に届け出て下さい。
- 2) 加入者が前項の通知をされなかった場合は、最終の住所(最終の連絡場所を含む)宛に発した通知は、加入者に到達したものとみなします。

第16条 営業地域

当共済保障の営業地域は、千葉県全域及び東京都一部・茨城県一部とします。

第17条 地域外への転居

- 1) 加入者が営業地域外に転居し、葬祭施行をしなけらなくなつた場合は当共済保障が転居先の業者を斡旋致します。
- 2) 斡旋が出来ない場合には住民票等を確認の上、納入金から手数料20%を引いた金額を加入申込者に返金致します。

第18条 契約の解除

- 1) この契約は、加入申込者の申し出により解約する事ができます。但し、納入金は契約の締結・履行及び会員維持費に充てられ、解約時の返金は契約金額の二分の一となります。解約の申し出のあつた日から45日以内に原則として本人の口座に振込みます。二分割加入の方で一回目入金で解約する場合、返金はありません。
但し、返金額の無い分については、当社で葬儀を行う場合に救済措置として、その金額分をご利用頂けます。
- 2) 加入申込者以外の解約の申し出については加入申込者にその意思を確認させていただくことがあります。この場合、加入申込者の印鑑証明をいただく場合もあります。
- 3) 当共済保障が加入申込者に対し、この契約に基づく葬祭施行を提供することができなくなつた場合等、契約の目的を果たせなくなつた時は、当共済保障は、加入申込者の支払済金額を加入申込者に返金致します。

第19条 お問い合わせご相談窓口

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っておりますので、ご相談下さい。

1) (株)ハート・ハート共済保障本部事務センター

住所 〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2

電話 047-426-0123 (代表)

2) この規約をよくお読みいただき十分納得された上でご加入申込をして下さい。

クーリングオフ

加入申込者は、振込を完了した日を含む8日間はお問い合わせご相談窓口宛に書面（はがき・封書）にて通知することによりこの加入申込の撤回を行う事ができ、その効力は書面を発送した時より生じます。この場合、加入申込者には一切の費用の負担はなく、また既に支払われている納入金額等があれば遅滞なくその金額をお返し致します。

第20条 個人情報の収集・登録・利用に関する事

当社は、本規約に基づくハート共済保障契約に係る施行・宣伝印刷物の送付等営業案内・冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振込口座・加入者の前受金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行い、あらかじめ文書により加入者の同意(確認書)を得て収集・利用します。

第21条 第三者提供に関する事

当社は、前条に係る業務の利用目的を達成するため、当社の他部門及び委託契約を締結している者を除く、別途パンフレット若しくはホームページ等に記載した情報提供先会社に、個人情報を提供し、宣伝印刷物の送付等営業案内を行う場合は、あらかじめ文書により加入者の同意(確認書)を得て提供します。(ホームページアドレス：<http://www.heart-ceremony.jp/>)

第22条 宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関する事

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。

第23条 個人情報の開示・訂正・削除に関する事

加入者は、当社に対して、加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第24条 個人情報に関するお問い合わせ

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社会員室までお願いします。

(株)ハート・ハート共済保障

〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2 電話：047-426-0123

消費税についての取り扱い

この契約規約に係る消費税は、5%で表示しています。

(1) 消費税は、役務を利用された時(施行時)にお預かりします。

ただし、消費税率が変更された場合、

① 契約時の役務内容を変更して利用されたことにより当該役務の提供の対価の額に変更があった場合は、利用された時の消費税率でお預かりします。

② 当該役務の提供の対価の額に変更が無かった場合は、契約時の消費税率でお預かりします。

(2) 手数料等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。